

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ設立の手引き

令和8年3月

1 「米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ設立の手引き」策定に当たって

(1) 背景

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進む中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。本市においても少子化が進み、スポーツ・文化芸術活動において体験格差が生じており、学校の枠を超えた活動ができる環境整備が必要となってきた。

この状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、2022年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方などに関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対策等を示している。

(2) 趣旨

国のガイドラインでは、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関して速やかな改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められている。

円滑な地域移行を進めていくため、本市では学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

そこで、市や県、関係団体等が連携して地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ及び地域文化芸術クラブを新たに整備するため「米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ設立の手引き」を策定することとした。

本市の学校、スポーツ・文化芸術団体の関係者が、本手引きを踏まえた共通理解の下、地域や種目の実情に合わせて、様々な手法の中から創意工夫を凝らし、段階的な取り組みを進めていく。

2 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの活動について

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、体育及びレクリエーションの活動を含む）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ文化芸術」として位置づけられるものである。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」より抜粋

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えにいくという視点も有しつつ、米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ活動の要件等について示す。

(1) 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの要件

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは以下の①～⑥の要件をすべて満たすものとする。

- ① 国が通知した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」および米沢市で策定した「米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ活動（ヨネ愛）の在り方に関する方針」に準じた活動を行っていること。
- ② 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであること。
- ③ 指導者は公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または、米沢市が基準として示す指導者資格を満たしていること。
- ④ 規約等に基づいて団体の運営を行い、会計について公の場（団体の総会等）で承認を受け、適切に処理されていること。
- ⑤ 所属生徒のいる中学校と連携する体制が整っていること。
- ⑥ 市内中学生が所属していること。

(2) 対象者

原則、希望する市内在住の中学生とする。

(3) 指導者の要件

生徒にとってふさわしい地域クラブ環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者であること。また、生徒の多様なニーズに応えられるよう、資質向上に取り組み以下の①～⑤のすべてを満たす者とする。

- ① 成人（満18歳）に達していること（学生を含む）。
- ② 国、山形県、米沢市の指導指針に基づいて指導することができ、日頃から必要な知識や技術の習得に努めていること。
- ③ 地方公務員法第16条に該当しないこと。
- ④ 過去の指導において体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと。
- ⑤ ①～④を満たし、かつ、市内競技団体・各文化芸術団体、市教育委員会、市内中学校長のいずれかの推薦がある者。

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの指導者については、米沢市教育委員会が承認する。

※指導者は教育委員会が開催する指導者講習会を受講することとする。

ただし、指導者資格または教員免許状を所有している者は受講しなくてもよい。

(クラブの指導者全員が指導者資格もしくは教員免許状を所有している場合は、クラブ代表者1名が受講することとする。)

3 地域クラブの運営について

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは、国や県のガイドライン、本市の米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ設立の手引き・米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ活動の手引き、各運動競技団体や各文化芸術団体等が策定する方針を遵守し、生徒それぞれの志向にあった活動を行うなど、適切な運営が行えるよう、規約等策定、人員体制の整備等を行う。

(1) クラブ規約等の策定

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すためにクラブ規約等を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得ること。

(2) 活動場所

米沢市内中学校施設を基本とし、必要に応じて公共施設や社会教育施設を活用する。

学校施設を利用する際は施設管理者に許可を得て管理者が定めた規則等を遵守する。

(3) 会費の適切な設定と保護者負担軽減

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは生徒や保護者の理解を得つつ活動の運営・維持に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定する。

また、米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため関係者に対する情報開示を適切に行う。

(4) 保険への加入

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは指導者や参加する生徒・保護者に対して事故や自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険へ加入することとする。保険適用の範囲については活動中のみならず活動場所への移動中事故等があった場合にも適用を受けることができる内容とする。

((例) スポーツ安全保険：公益財団法人スポーツ安全協会等)

(5) 適切な休養日等の設定

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの活動は生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるように休養日・活動時間を設定する。

- ① 休養日は、生徒の発達段階、健康面や学習面、生活全体とのバランスを考慮し、週当たり2日以上(平日に1日以上、週休日に1日以上)を設定する。
- ② 学校の長期休業中の休養日は、学期中に準じて週当たり2日以上(平日に1日以上、週休日に1日以上)を設定する。

- ③ 1日の活動時間は、学校の休業日（長期休業中も含む）は3時間程度、それ以外の日は2時間程度とする。
- ④ 大会や練習試合等で長時間活動する場合は、直近の週に休養日を設ける。
- ⑤ 大会や練習試合、施設利用等で週休日2日ともに活動する場合は、週2日以上休養日を設けるよう配慮する。
- ⑥ 大会や練習試合への参加は精選し、生徒の疲労蓄積や保護者の過度な負担にならないよう配慮する。
- ⑦ ある程度長期の休養期間後に部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始める等、怪我の防止に努める配慮をする。

(6) 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブと学校等の連携

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは、米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブに所属生徒がいる中学校と綿密に連携し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るほか、参加者の活動状況に関する情報共有等を図り、学校を含めた地域全体での中学生の望ましい成長を支える。

4 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの認定について

(1) 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの認定申請

認定を受けようとする団体は、申請書（様式第1号）により、関係資料を添え、統括団体（各連盟・協会）を通して申請を行うものとする。

なお申請は、原則として前年度の3月20日までに提出する。

（※参加者名簿は、5月末日まで提出すること）

ただし、年度途中でクラブを設立した場合等は、米沢市教育委員会と相談のうえ、提出する。

(2) 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ認定決定および通知

米沢市教育委員会は、米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブの認定申請を統括団体（各連盟・協会）から受け内容を審査し認定するものとする。

米沢市教育委員会は、認定、不認定を決定したとき、米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ認定・不認定通知書（様式第2号）により統括団体（各連盟・協会）を通して通知するものとする。

米沢市教育委員会は、決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。

(3) 米沢市からの支援

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブに認定された団体については、以下の支援を米沢市が行うこととする。

- ① 令和8年度9月以降、休日の学校施設（現在学校部活動で使用している時間帯）は優先的に使用することができる。

※所定の様式【米沢市教育機関使用料減免申請書】を提出し、使用料の減免を申請することができる。

※所定の様式【鍵借用誓約書】を提出し、社会体育玄関等の鍵を継続的に借用することができる

(借用期間は1年間とする)。

- ② 学校部活動の道具を使用することができる。

※使用するにあたっては、どの道具を使用するか、学校と事前に確認しておく。

また、あらかじめ、破損等の想定される事象について打ち合わせを行っておくこととする。

- ③ 別紙()に基づき、財政支援を受けることができる。※後程追記

(4) 活動計画の変更等

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブに認定された団体は、決定後、活動内容を著しく変更するときは、あらためて活動計画書を米沢市教育委員会に提出する。

(5) 活動報告書の提出

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブは年度内の活動がすべて完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、または該当年度の教育委員会から指定された日のいずれか早い期日までに、活動完了報告書(様式第3号)事業収支決算書(様式第4号)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(6) 米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ認定取り消し

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ認定の決定を受けた後、次のいずれかに該当することが判明したときは、認定の取り消し及び補助金の全部または一部の返還を命じる。

- ① 申請内容に虚偽の申告があったとき。
- ② クラブの運営や活動内容が著しく不相当と認められ、改善の勧告やその他指示に従わなかったとき。
- ③ クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- ④ その他、地域クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき。

5 個人情報の取り扱いについて

米沢市スポーツ挑戦文化創造クラブ届出書等に記載された内容については、地域クラブの円滑な運営を目的として、米沢市等に提供するため、参加者、指導者、地域クラブ構成員等に同意を得たうえで届出書を提出する。

なお、上記目的以外には利用しない。